

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条の二第三項の規定に基づき、標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第七号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

別表第1（第2の1関係）

般　　取　　総

別表第1（第2の1関係）

般　　取　　総

電気通信番号使用計画

電気通信事業者の氏名又は名称：_____

電気通信番号使用計画

電気通信事業者の氏名又は名称：_____

電気通信番号の種別：_____ (注1)
 作成（更新）年月日：_____ (注2)

この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。

なお、当社は、電気通信事業法第50条の3各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総務大臣からいすれの電気通信番号についても指定を受けていません。

〔1～5 略〕

〔注1 略〕

〔2～5 同左〕

〔注1 同左〕

6 固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は付加的役務電話番号（着信課金機能を用いて提供する電気通信役務及び当該役務に係る利用者の端末設備等を識別するものに限る。）以外の場合は、記載を省略することができる。また、御電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び御電気通信役務の提供先」の部分を省略することができる。

別表第2（第2の2関係）

電気通信番号使用計画

電気通信事業者の氏名又は名称：_____

電気通信番号使用計画

電気通信事業者の氏名又は名称：_____

電気通信番号の種別：_____ (注1)
 作成（更新）年月日：_____ (注2)

この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。

なお、当社は、電気通信事業法第50条の3各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総務大臣からいすれの電気通信番号についても指定を受けていません。

〔1～5 略〕

〔注1 略〕

〔2～7 同左〕

〔注1 同左〕

〔2～7 同左〕

〔2～7 同左〕

8 固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は付加的役務電話番号（着信課金機能を用いて提供する電気通信役務及び当該役務に係る利用者の端末設備等を識別するものに限る。）以外の場合は、記載を省略することができる。また、御電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び御電気通信役務の提供先」の部分を省略することができる。

謹啓 舗主様「 」の記載は誤りである。

この告示は、
附則
令和七年二月一日から施行する。